

改正

昭和63年 7 月 1 日規則第20号

昭和63年 7 月 6 日規則第26号

平成元年 4 月 26 日規則第19号

平成 8 年 9 月 26 日規則第36号

平成18年 3 月 31 日規則第36号

平成19年 3 月 22 日規則第 8 号

平成22年12月29日規則第59号

平成30年 8 月 31 日規則第136号

平成31年 3 月 4 日規則第 6 号

令和 3 年 7 月 20 日規則第97号

令和 4 年 3 月 29 日規則第17号

令和 6 年 6 月 12 日規則第63号

八尾市緑化条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(保全樹木等の指定基準)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する保全の必要があると認める樹木又は樹林は、古くから地域住民に親しまれた健全で樹容が優れている樹木又は樹林で、次に定める基準に該当するものとする。

(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全でかつその樹容が美観上特に優れていること。

ア 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が 2 メートル以上であり、高さが15メートル以上であること。

イ 株立ちした樹木で高さ又は樹冠の直径が 3 メートル以上であること。

ウ はん登性樹木で枝葉の面積がおおむね30平方メートル以上であること。

(2) 樹林については、同一敷地内に前号の樹木が5本以上あり、その集団の樹容が美観上特に優れていること。

(3) 前号の規定にかかわらず保全すべき同一種類の樹木によつて構成され、かつ、その延長がおおむね100メートル以上である並木を保全樹林とすることができる。

(保全樹木等の指定)

第4条 条例第5条第2項の同意は、当該保全樹木等の所有者が保全樹木等指定同意書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

2 条例第5条第3項の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 保全樹木等の所在地

(2) 保全樹木等の樹種及び形状

(3) 保全樹木等の所有者

3 条例第5条第3項の通知は、保全樹木等指定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(標識の設置等)

第5条 条例第6条第1項の標識は、別図のとおりとする。

2 前項の標識は、市長が維持管理するものとする。

3 条例第6条第2項に規定する正当な理由とは、おおむね次の各号に掲げるものとする。

(1) 標識を設置することにより、日常生活に支障を来たす場合

(2) 建築物等により標識を設置する場所がない場合

(所有者の義務)

第6条 条例第7条第1項に規定するその他の保護とは、おおむね次の各号に掲げるものとする。

(1) 樹木の健全育成

(2) 良好な美観の維持

(3) 樹木の病虫害防除等

2 条例第7条第2項の届出は、保全樹木等譲渡届出書（様式第3号）の提出により行うものとする。

3 条例第7条第3項の届出は、保全樹木等滅失き損届出書（様式第4号）の提出により行うものとする。

(保全樹木等に係る行為の制限)

第7条 条例第8条第1項に規定する保全に影響を及ぼす行為は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹又は主枝の伐採又は損傷
- (2) 樹冠下の掘削、盛土その他これらに類する行為
(許可の申請等)

第8条 条例第8条第1項第3号の許可を受けようとする者は、保全樹木等に関する制限行為許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の保全樹木等に関する制限行為許可申請書には、市長が必要と認める図書を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請に対して許可をするときは、保全樹木等に関する制限行為許可書（様式第6号）を交付する。
- 4 条例第8条第3項の届出は、保全樹木等に関する行為完了届出書（様式第7号）によるものとする。

(保全樹木等の指定の解除)

第9条 条例第9条第1項の規定により指定を解除したときは、遅滞なく当該保全樹木等の所有者に対し、保全樹木等指定解除通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 2 次の各号の1に該当するときは、条例第9条第1項の規定により保全樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保全樹木等が人に被害を与えるなど公益性に欠ける場合
- (2) その他公益上やむをえないと市長が認めた場合

- 3 所有者は、条例第9条第1項及び前項に規定する指定の解除事由があるときは、市長に対し保全樹木等の指定を解除するよう保全樹木等指定解除申出書（様式第9号）により申出することができる。

(勧告及び命令)

第10条 条例第10条に規定する原状回復が著しく困難な場合に、これに代わる措置として、市長は、標識が除去され、又は損壊された場合は、その設置費用の弁償を命じ、保全樹木等を損壊させた場合については、新たに同一樹種を植栽するよう勧告することができる。

- 2 条例第10条に規定する勧告又は命令は、様式第10号により行うものとする。

(公共施設の緑化)

第11条 市長は、公共施設緑化基準（別表第1）に基づき、公共施設の緑化に努めるものとする。

第12条 削除

(建築等における緑化協議)

第13条 次に掲げる事業をしようとする者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を申請する日（当該許可を要しない開発にあつては、あらかじめ市長が指定する日）まで又は墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の許可を申請する日までに、緑化協議申出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（１） 開発区域面積又は敷地面積が300平方メートル以上の開発事業

（２） 住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）戸数が２戸以上の建設事業

（３） 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第３条第１項の規定により令和６年３月31日において指定されていた宅地造成工事規制区域又は平成17年八尾市告示第177号による都市計画の変更前の八尾都市計画道路楽音寺恩智線（昭和60年八尾市告示第239号）以東の区域で市街化区域を除く区域において行われる500平方メートル以上の開発事業、宅地造成又は墓地の造成事業

２ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第18条第２項の規定に基づく確認又は通知を要する建築物の建築（前項各号を除く。）をしようとするものは、市長が別に定める方法により、条例第14条の規定による協議を行うものとする。

３ 前２項の事業をしようとする者は、開発等緑化基準（別表第２）に基づき、緑化に努めなければならない。

４ 市長は、第１項の緑化協議申出書に基づき協議をし、協議が調つたときは速やかに緑化協議協定書（様式第12号）により、協定を締結するものとする。

５ 前項の規定により市長と協定した者は、開発事業が完了したときは速やかに開発緑化完了届出書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

６ 市長は、前項の開発緑化完了届出書を受けたときは速やかに当該開発事業現場を確認し、緑化協議協定書の内容と異なる場合は再度協議するものとする。

（緑化推進地区の指定）

第14条 条例第15条の規定する緑化推進地区の指定は、市長が定める基準により指定するものとする。

（指定の解除）

第15条 市長は、次の各号の１に該当することとなつたときは、緑化推進地区の指定を解除することができる。

（１） 前条の規定により市長が定める緑化推進地区の指定基準に適合しなくなつたとき。

- (2) 緑化推進地区の住民の多数が指定の解除を希望するとき。
- (3) その他公益上の理由により市長が緑化推進地区として存続させることが適当でないとき。

(緑化協定)

第16条 市長は、条例第16条第1項の規定による緑化協定の締結が促進されるよう指導するものとする。

2 緑化協定については次の事項を定めるものとする。

- (1) 緑化協定の目的となる土地の区域
- (2) 緑化協定地域内の土地所有者等の氏名又は名称
- (3) 植栽する樹木等の種類及び場所並びに垣又は柵の構造
- (4) 樹木等の維持管理に関すること。
- (5) その他緑化に関すること。
- (6) 緑化協定の有効期間
- (7) 緑化協定に違反した場合の措置

3 条例第16条第2項に規定する届出は、緑化協定締結届出書（様式第14号）により届け出るものとし、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 緑化協定書の写し
 - (2) 緑化協定の締結に関する土地等の所有者等の同意書（締結しようとする者が当該土地等の所有者でない場合）
 - (3) 緑化協定の目的となる土地の範囲を示す図面
 - (4) その他市長が必要と認める図書
- (助成等)

第17条 条例第17条第1項の規定により市長が予算の範囲内において助成することができる緑化推進事業及びその助成内容は別表第3のとおりとする。

(協力要請)

第18条 条例第18条に規定する要請は、緑化樹木等の生産、確保等について行うものとする。

(山林の保全)

第19条 市長は、条例第19条第1項に規定する必要な措置として植林用の苗木の交付等山地の緑化の推進に努めるものとする。

2 条例第19条第2項に規定する協議は、300平方メートル以上の山林の伐採又は開発をする場合に

ついて行うものとする。

- 3 前項の協議をしようとする者は、緑化協議申出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第20条 条例第20条第2項に規定する身分を証する証明書は、様式第15号のとおりとする。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第13条及び第19条の規定は、この規則の公布の日前において、すでに開発等の協議をしているものについては、適用しない。

附 則（昭和63年7月1日規則第20号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八尾市緑化条例施行規則第13条の規定は、この規則の公布の日前においてすでに八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第14条及び第19条の協議をしているものについては、適用しない。

附 則（昭和63年7月6日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月26日規則第36号）

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八尾市緑化条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に、八尾市開発指導要綱（平成8年7月18日告示）第4条第1項又は第9条第1項の規定に基づく協議の申出があったものについて適用する。

附 則（平成18年3月31日規則第36号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月29日規則第59号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日規則第136号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3第1項第1号及び第2項第1号の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る助成について適用し、同日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月4日規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成33年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月20日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八尾市緑化条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申出に係る八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第14条の規定による協議（以下「協議」という。）について適用し、施行日前の申出に係る協議については、なお従前の例による。
- 3 改正前の八尾市緑化条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和6年6月12日規則第63号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式第11号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第11号により作成した用紙として使用することができる。

別表第 1（第11条関係）

公共施設緑化基準

公共施設の区分		緑化基準値
庁舎等の公用物		敷地面積の20%以上
社会福祉施設	児童福祉施設	同 20%以上
	児童福祉施設以外の施設	同 30%以上
環境衛生施設		同 30%以上
病院等の医療施設		同 30%以上
教育施設	認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等	同 20%以上
	大学・専修学校・公共職業訓練施設	同 30%以上
公営住宅	一戸建・長屋住宅	敷地面積から道路面積を除いた面積の20%以上
	共同住宅	同 30%以上
都市公園	街区公園・運動公園	敷地面積の30%以上
	近隣公園・地区公園・総合公園	同 50%以上
	広域公園(森林を主とする広域公園を除く。)	同 50%以上
	森林を主とする広域公園	同 90%以上
緑道		同 70%以上
幅員12m以上の道路		同 10%以上
その他の公共施設		同 10%以上

備考

- この基準は、緑化可能施設を対象とする。
- この表により算定した面積を、植栽地(植栽をするために縁石等で区画された場所をいう。以下同じ。)として確保すること。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- 植栽地には1㎡につき、高木を0.05本以上、中木を0.1本以上、低木を1本以上の割合で植栽するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、高木1本を中木4本、中木1本を低木5本に換算することができる。

(植栽密度)

高木（植栽時の高さが3.0m以上）	0.05本／㎡以上
中木（植栽時の高さが1.5m以上）	0.1本／㎡以上
低木（植栽時の高さが0.3m以上）	1本／㎡以上

- 4 公共施設に附属して設置される公園及び緑地は、その全面積を植栽地面積と算定することができる。
- 5 植栽は、樹木とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は芝、地被植物又は草花にすることができる。
- 6 この基準は、本市又は国若しくは他の地方公共団体が新設する公共施設に適用し、既に設置され、又は管理されているものについては目標基準とする。
- 7 環境衛生施設とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設その他の公衆衛生の向上に寄与する施設をいう。
- 8 都市公園とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- 9 緑道とは、都市の日常生活の快適性の確保、レクリエーション需要への対処、災害時における避難路の確保等を目的として、植樹帯その他の修景施設を設け、必要に応じてベンチ等の休養施設を配置した歩行者路及び自転車路をいう。
- 10 公共施設において緑化基準値の50%までは、植栽地を屋上に設置することができる。

別表第2（第13条関係）

1 一般地区開発等緑化基準

用途区分		緑化基準値		
住宅用	一戸建及び 長屋住宅	Aの8 %以上		
		共同住宅	A < 3, 000㎡の場合	同
		A ≥ 3, 000㎡の場合	同	20%以上
	業務用	A < 3, 000㎡の場合	同	(2 + 13A / 3, 000) %以上
A ≥ 3, 000㎡の場合		同	15%以上	

その他の施設	A < 3,000㎡の場合	同 (8 + 12A / 3,000) %以上
	A ≥ 3,000㎡の場合	同 20%以上

備考

- この緑化基準は、第13条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項の事業を対象とする。
- この表において「A」とは、開発区域面積から本市に帰属する施設（公園用地を除く。）の面積を除いた面積をいう。
- この表により算定した面積（以下「緑化基準面積」という。）を、植栽地として確保すること。ただし、緑化基準面積を植栽地として確保できない場合において、市長がやむを得ないと認めた場合は、当該緑化基準面積に相応する植栽密度で確保した植栽地に、植栽を行うものとする。
- 植栽地には1㎡につき、高木を0.05本以上、中木を0.1本以上、低木を1本以上の割合で植栽するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、高木1本を中木4本、中木1本を低木5本に換算することができる。

（植栽密度）

高木（植栽時の高さが3.0m以上）	0.05本／㎡以上
中木（植栽時の高さが1.5m以上）	0.1本／㎡以上
低木（植栽時の高さが0.3m以上）	1本／㎡以上

- 都市計画法第8条第1項に規定する工業地域内における共同住宅の緑化基準値は、当該共同住宅について定める緑化基準値の1.3倍とする。
- 開発事業において緑化基準値の50%までは、植栽地を屋上に設置することができる。
- 開発事業により設置される公園、緑地又は広場は、その全面積を植栽地面積と算定することができる。
- 植栽は樹木とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、芝、地被植物又は草花にすることができる。

2 東部山麓地区開発等緑化基準

用途区分	開発規模	緑化基準値
墓地の造成	10,000㎡未満	開発区域面積の30%以上
	10,000㎡以上	開発区域面積の40%以上
その他	一般地区開発等緑化基準の表中緑化基準値の欄に定める割合に7%を加算した	

	割合以上とし、開発区域面積が1ヘクタールを超えるごとに2%を加算し、限度は40%とする。
--	--

備考

- 1 この緑化基準は、第13条第1項第3号の事業を対象とする。
- 2 この表により算定した面積を、植栽地として確保すること。
- 3 植栽地は大阪府知事の定める大阪府自然環境の保全と回復に関する協定実施要綱による緑地基準の現況保存緑地及び自然回復緑地と緑地造成地（公園、緑道、植栽地等含む。）を含んだ面積とする。
- 4 植栽は100㎡当たり高木5本、中木15本、低木50本以上とする。
- 5 （1） 高木とは将来の高さが10mを超えるもので植栽時に3m以上のものとする。
（2） 中木とは将来の高さが5mを超えるもので植栽時に1.5m以上のものとする。
（3） 低木とは将来の高さが5m未満のもので植栽時に0.5m以上のものとする。
- 6 この表の規定にかかわらず、1戸建及び長屋住宅で開発面積が1,000㎡未満に限り、一般地区開発等緑化基準を適用する。

別表第3（第17条関係）

種別	単位	助成内容	限度額
市長との協定に基づいて行う公開空地への植栽	1地区につき植栽面積1㎡当たり	300円相当の緑化材料の支給	150,000円
市長との協定に基づいて行う樹木等の管理	同	100円相当の管理材料の支給及び機器の貸与	50,000円

様式第1号（第4条関係）

保 全 樹 木 等 指 定 同 意 書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所

氏名

私の所有する下記の（樹木・樹林）を保全（樹木・樹林）に指定されることについて、
八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第5条第2項の規定により同意します。

記

1 所在地

2 樹 種

様式第2号（第4条関係）

保 全 樹 木 等 指 定 通 知 書

年 月 日

様

八尾市長

印

八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第5条第1項の規定により、下記の（樹木・樹林）を保全（樹木・樹林）に指定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 所 在 地

2 樹 種

3 指定の基準 八尾市緑化条例施行規則（昭和60年八尾市規則第55号）第3条 第1号 ア イ ウ 第2号 第3号

4 指 定 番 号 八尾市保全樹木等指定第 号

5 所 有 者

保 全 樹 木 等 譲 渡 届 出 書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所

氏名

下記のとおり保全樹木等を譲渡するので、八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第7条第2項の規定により届け出ます。

記

1 譲渡する者 住 所
氏 名

2 譲 受 人 住 所
氏 名

3 譲渡する保全樹木等

（1）所 在 地

（2）樹 種

（3）指 定 番 号 八尾市保全樹木等指定第 号

（4）指定年月日 年 月 日

保全樹木等滅失き損届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所

氏名

下記のとおり保全樹木等が滅失き損したので、八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第7条第3項の規定により届け出ます。

記

1 保全樹木等

（1）所在地

（2）樹種

（3）指定番号 八尾市保全樹木等指定第 号

（4）指定年月日 年 月 日

2 滅失き損の状況

3 滅失き損の原因

保全樹木等に関する制限行為許可申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所

氏名

保全樹木等について下記の行為をしたいので申請します。

記

1 保全樹木等

（1）所在地

（2）樹種

（3）指定番号 八尾市保全樹木等指定第 号

（4）指定年月日 年 月 日

（5）所有者

2 行為の目的

3 行為の内容

4 行為の時期

5 施工者

保全樹木等に関する制限行為許可書

年 月 日

様

八尾市長

印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可する。

記

1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

3 保全樹木等

（1）所在地

（2）所有者

（3）樹種

4 許可する行為

5 許可条件

保全樹木等に関する行為完了届出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所

氏名

下記のとおり保全樹木等に関する行為が完了したので、八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第8条第3項の規定により届け出ます。

記

1 保全樹木等

（1）所在地

（2）樹種

（3）指定番号 八尾市保全樹木等指定第 号

（4）指定年月日 年 月 日

（5）所有者

2 行為の目的

3 行為の内容

4 行為の時期及び施工者

保全樹木等指定解除通知書

年 月 日

様

八尾市長

印

八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第9条第1項の規定により、下記のとおり（保全樹木・保全樹林）の指定を解除する。

記

1 解除する保全樹木等

（1）所在地

（2）樹種

（3）指定番号 八尾市保全樹木等指定第 号

（4）指定年月日 年 月 日

2 解除の理由

保全樹木等指定解除申出書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所

氏名

下記の保全樹木（保全樹林）の指定を解除していただきたく、八尾市緑化条例施行規則（昭和60年八尾市規則第55号）第9条第3項により申し出します。

記

1 保全樹木等

（1）所在地

（2）樹種

（3）指定番号 八尾市保全樹木等指定第 号

（4）指定年月日 年 月 日

2 解除の理由

年 月 日

様

八尾市長

印

あなたがしている（しようとしている）下記の行為は、八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第6条第3項及び第8条第1項に違反しているので、直ちに行為を中止し、原状に復してください。

記

1 所在地

2 樹 種

3 違反の状況

4 勧告事項、命令事項

緑 化 協 議 申 出 書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所

氏名

TEL

八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第14条の規定により、下記の開発事業をするについて緑化協議を申し出ます。

記

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域の所在地	
	2 開発区域の面積	m ² ※（ m ² ）
	3 予定建築物の用途	
	4 用途地域	第1種低層・第1種中高層 第2種中高層・第1種住居 第2種住居・準住居・近隣商業 商業・準工業・工業・工業専用 調整区域
	5 設計者住所氏名	住 所 氏 名 TEL（ ） —
	6 植栽地面積	m ² （緑化率 %）

備考

委任状、緑化協議協定書、位置図（1／3000以上の地図）、事前協議書（写）、設計説明書、現況図（植栽状況明示）、土地利用計画図、植栽計画図、植栽内訳書、植栽地面積図、植栽施工図を添付すること。

様式第12号（第13条関係）

緑 化 協 議 協 定 書

年 月 日付け緑化協議申出書により、緑化協議をした下記の開発事業については、八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）及び八尾市緑化条例施行規則（昭和60年八尾市規則第55号）に基づいて、みどりの環境の形成に資し、かつ、相互に当該開発区域の緑化を図るための協力を確認し、八尾市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

記

開 発 位 置		開 発 面 積	m ²
開 発 者		植 栽 地 面 積	m ²
		緑 化 率	%

- 1 乙は、八尾市開発等緑化基準に従い、かつ、甲の指導のもとに緑化協議において成立した別紙緑化計画書に基づき緑化事業を施行しなければならない。
- 2 乙は、開発完了後において開発事業により造成された土地を第三者に譲渡した場合は本協定書の内容を説明し、かつ、本協定を承継させなければならない。
- 3 乙は、緑化計画を変更する場合は甲の承認を得ること。この場合甲は乙に対して必要な指導又は助言をするものとする。
- 4 乙において、本協定書の内容を履行しない場合は、甲は勧告又は公表をすることができる。
- 5 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議の上定める。

年 月 日

甲 住 所

名 称 八尾市

代表者市長

印

乙 住 所

氏 名

印

開 発 緑 化 完 了 届 出 書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所

氏名

下記の開発事業が完了したので、八尾市緑化条例施行規則（昭和60年八尾市規則第55号）第13条第5項の規定により届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域

受 付 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 所 在 地	
現 地 確 認 予 定 日	年 月 日

様式第14号（第16条関係）

緑 化 協 定 締 結 届 出 書

年 月 日

（あて先）八尾市長

住所

氏名

八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第16条第1項により緑化協定を締結したので、同条第2項及び八尾市緑化条例施行規則（昭和60年八尾市規則第55号）第16条第3項の規定により、別紙図書を添付して届け出ます。

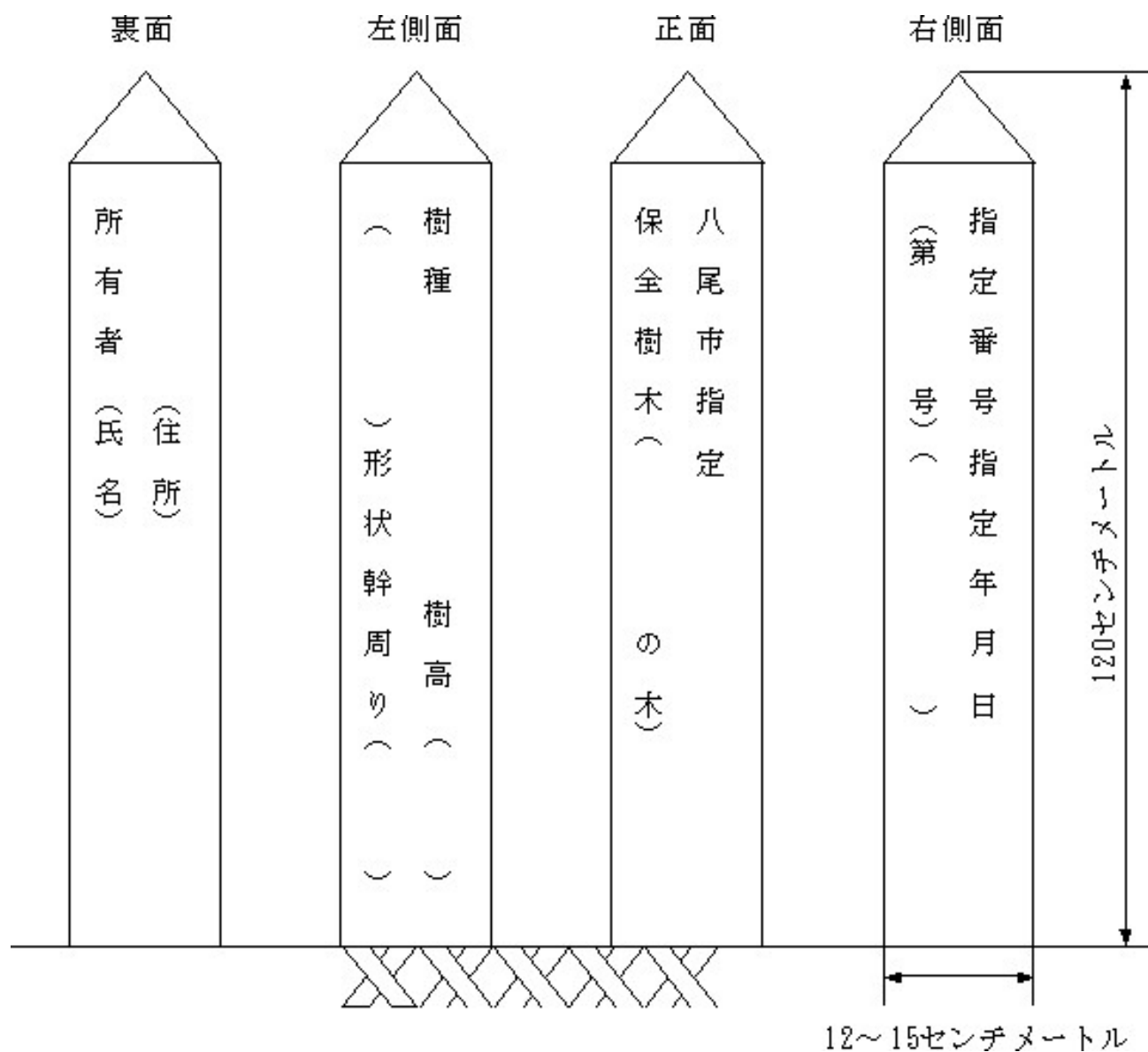
様式第15号（第20条関係）
（表）

契印	
No. _____	
身 分 証 明 書	
所 属 _____	
職 名 _____	
氏 名 _____	
上記の者は、八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）第20条第1項の規定による職務を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
八尾市長	印

（裏）

注 意
1 この証明書は、職務の執行に際し 必要があるときに提示すること。
2 この証明書は、いかなる理由があ つても他人に貸与し、又は譲渡して はないこと。
3 この証明書を紛失し、又はき損し たときは、直ちに届け出ること。
4 この証明書の有効期限は、交付の 日から1年とする。

別図（第5条関係）



90センチメートル

60センチメートル

八尾市指定
保全樹林
の森

一、指定番号
第 号

一、指定年月日

一、所在地

一、所有者

住所

氏名

一、指定の内容

140センチメートル